

当座勘定規定（一般用）

第1条 当座勘定への受入れ

1. 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。
2. 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
3. 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。
4. 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条 証券類の受入れ

1. 証券類を受入れた場合には、取引店（以下、当店という）で取立てて、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
2. 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条 本人振込

1. 当組合の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込があった場合には、当組合で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。
ただし、証券類による振込については、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
2. 当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条 第三者振込

1. 第三者が当店で当座勘定に振込をした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
2. 第三者が当組合の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込をした場合には、第3条と同様に取扱います。

第5条 受入証券類の不渡り

1. 前3条によって証券類による受入れまたは振込がなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、ただちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求があり次第その証券類は受入れた店舗、または振込を受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込をした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
2. 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

第6条 手形、小切手の金額の取扱い

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条 当座勘定の払戻し

1. 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合

には、当座勘定から支払います。

2. 前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
3. 当座勘定の払戻しの場合には、小切手、当組合所定の出金票のいずれかを使用してください。
4. 出金票により払戻しをする場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定キャッシュカードまたは当座預金入金帳とともに当店に提出してください。なお、当座預金入金帳を提出いただく場合の現金払戻し金額は、30万円を上限とさせていただきます。
5. 前項の場合には、当組合所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。

第8条 手形、小切手用紙

1. 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。
2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
3. 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払いをしません。
4. 当座勘定から支払いをした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。
5. 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
6. 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
7. 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合には、その限りではありません。

第9条 支払いの範囲

1. 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当組合はその支払義務を負いません。
2. 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。
3. 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

第10条 支払いの選択

同日に数通の手形、小切手等の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金を超えるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

第11条 過振り

1. 第9条の第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金を超えて手形、小切手等の支払いをした場合には、当組合からの請求があり次第ただちにその不足金を支払ってください。
2. 前項の不足金に対する損害金の割合は年14.0%（年365日の日割計算）とし、当組合所定の方法によって計算します。
3. 第1項により当組合が支払いをした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
4. 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払いがない場合には、当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかにかわらず、いつでも差引計算することができます。
5. 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条 手数料等の引落とし

1. 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または出金票によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
2. 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続きをしてください。

第13条 支払保証に代わる取扱い

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第14条 印鑑等の届出

1. 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当組合所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
2. 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出てください。

第15条 届出事項の変更

1. 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、ただちに書面によって当店に届出てください。
2. 前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
3. 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第16条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第17条 印鑑照合等

1. 手形、小切手、出金票または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか印鑑使用者が正当な権限を有しないと判断される特段の事由がないと当組合が過失なく判断して取扱った場合は、その手形、小切手、出金票、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
2. 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
3. この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第18条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手

1. 手形、小切手を振出し、または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
2. 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第19条 線引小切手の取扱い

1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。
2. 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

第20条 自己取引手形等の取扱い

1. 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。
2. 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第21条 利 息

当座預金には利息をつけません。

第22条 残高の報告

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当組合所定の方法により報告します。

第23条 譲渡、質入れの禁止

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第24条 反社会的勢力との取引拒絶

この当座勘定は、第26条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第2項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第25条 取引の制限等

1. 預金者が当組合からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期限までに回答いただけない場合は、入金、払戻し等預金取引の一部を制限する場合があります。
2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
3. 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
4. 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格および在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当組合に届け出た在留期間が経過した場合、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができます。
5. 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が判断した場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

第26条 解約

1. この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。
2. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - (1) 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (3) 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他本号①から④に準ずる行為
3. 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所に宛てて発信した時に解約されたものとします。
 - (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - (2) この預金の預金者が第23条に違反した場合
 - (3) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - (4) 当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第4項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 - (5) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - (6) 前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
 - (7) 上記(1)から(6)までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認の要請に応じない場合
4. 当組合が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは通常到達すべきときに到達したものとみなします。
5. 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信したときに解約されたものとします。

第27条 取引終了後の処理

1. この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受られた為替手形であっても、当組合はその支払義務を負いません。
2. 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙はただちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第28条 手形交換所規則による取扱い

1. この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
2. 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
3. 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第29条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. この預金は、当組合に預金保険法に定める預金事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとします。
 - (2) 複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (3) 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。
 - (4) 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第30条 休眠預金等活用法に係る異動事由

1. 当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。))にもとづく異動事由として取扱います。
 - (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払いに係るものを除きます。)
 - (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと(当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り。)
 - (3) 預金者等から、次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限り。)
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

- (4) 預金者等からの残高の確認があったこと（ＡＴＭによる残高照会（ただし、平成３１年３月１０日午前７時以降に照会したものに限りまゝ）、残高証明書発行依頼のあったもの）
- (5) 預金者等からの申出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（ただし、店頭にてＡＴＭ振込限度額変更・氏名・名称変更および住所・連絡先変更の申出があったものに限りまゝ。）
- (6) 預金者等から預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出（ただし、カードローンご契約時の返済口座の申出に限りまゝ。）
- (7) 預金者等による預金等に係る情報の受領（休眠預金等活用法第２条第５項第３号の通知を除きまゝ。）ただし、出資配当金振替口座の情報、カードローン返済口座の情報の受領に限りまゝ。（宛所不明等で返送されなかつた場合に限りまゝ。）

第３１条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- １．この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - (1) 前項に掲げる異動が最後にあつた日
 - (2) 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きまゝ。）に限りまゝ。（ただし、平成３１年３月１０日以降に發した通知に限りまゝ。）
 - (3) この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなつた日

第３２条 休眠預金等代替金に関する取扱い

- １．この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- ２．前１項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- ３．預金者等は、前１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - (1) この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であつて法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いに係るものを除きまゝ。）が生じたこと。
 - (2) この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限りまゝ。）
 - (3) この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みまゝ。）が行われたこと。
 - (4) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと。
- ４．当組合は、次の（１）から（３）に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わつて前（３）による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
 - (1) 当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - (2) この預金について、前３項の（２）に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること。
 - (3) 前３項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

第３３条 規定の変更

- １．本規定の各条項は、預金者等の一般の利益に適合するときまたは変更が契約をした目的に反せず、

かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合には、変更することができるものとします。

2. 前項により本規定の条項を変更する場合は、本規定の条項を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を、当組合のホームページに掲載します。

3. 前項に定める変更の効力発生時期は、当組合のホームページの掲載により預金者等が変更を周知するのに必要な期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以 上

令和8年4月1日 現在

預金種類別の異動事由該当可否一覧

預金種類	預金通帳・証書の発行、記帳(記帳の無かった場合を除く)、繰越	預金者等からの残高の確認		預金者等からの申出にもとづく契約内容または顧客情報の変更		預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出(ただし、カードローンご契約時の返済口座の申出に限ります。)	預金者等による情報の受領(ただし、出資配当金振替口座の情報、カードローン返済口座の情報の受領に限ります。)	総合口座等に含まれる他の預金等の異動
		ATMによる残高照会※	残高証明書の発行	ATM振込限度額の変更	氏名・名称変更、住所・連絡先変更			
当座預金	×	○	○	×	○	○	○	×

※ ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限りません。

令和8年4月1日 現在

約束手形用法

1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
4.
 - (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1, 2, 3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
 なお、文字による複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重ならないようにしてください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重ならないようにしてください。
7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙によりただちに届出てください。
8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			3	4			5	6	7			8	9
漢数字	壹	貳	弍	弍	弍	貳	参	肆	伍	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖
10	100			1,000			10,000										
拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬								

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

為替手形用法

1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
5.
 - (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1, 2, 3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
 なお、文字による複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重ならないようにしてください。
7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。
8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。
9. 手形用紙は大切に保管してください。
 当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙によりただちに届出てください。
10. 手形用紙は当組合所定の受取書に記名なつ印（お届印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			3		4			5	6		7			8		9			
漢数字	壹	弍	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖
10	100			1,000			10,000																
拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬														

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

小切手用法

1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ支払うことになりますからご承知おきください。
3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4.
 - (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1, 2, 3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
7. 小切手は線引きしますと、事故の防止に役立ちます。線引をなさる場合は、小切手右肩の余白に2本の平行した斜線を引いてください。
8. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙によりただちに届出てください。
9. 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			3	4			5	6		7		8	9
漢数字	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	肆	肆	肆	伍	陸	陸	七	漆	質	玖
10	100			1,000			10,000										
拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬								

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上
令和4年11月4日 現在